

## 仕 様 書

- 1 件 名  
専科における表現力育成講義 一式
- 2 教養内容  
アウトリーチ活動を中心業務として行う警察官として必要な論理的思考力、表現力、コミュニケーション力について、講義と連動した資料を使用し、報道機関等での勤務経験がある講師が講義を行い、教官として必要な協力的な発信力・アナウンス力の技術の習得ができる内容とすること。
- 3 履行日時  
令和6年7月23日（火） 9時00分から11時50分まで
- 4 受講予定者人数  
55名
- 5 履行場所  
東京都府中市朝日町3丁目12-1 警察大学校
- 6 一般適用事項
  - (1) この仕様書は、業務の実施方法の概要を示すものであるから、業務の性質上当然実施しなければならないものはもちろん、軽微な部分で記載のない事項でも、自然付帯の業務等詳細については、担当職員の指示に従うこと。
  - (2) 業務の実施に当たっては、法令、条例及び規則、担当係の指示並びに庁舎管理上の定められた注意事項を遵守し、施設、人員、備品等に対し、損害を与えないように必要な措置を行うこと。
  - (3) 損害を与えたとき、又は損害を与える恐れのあるときは、直ちに担当職員の指示を受けるとともに損害を与えたときは契約時の現状に復旧させること。  
なお、緊急やむを得ないときは、直ちに必要な措置を行い事後遅滞なく担当職員に報告すること。
  - (4) 請負者は仕様等について疑義のあるときは、担当係に説明を求めることとし、見積書又は入札書提出後、仕様等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- 7 検査
  - (1) 委託教養終了後、業務完了報告書を警察大学校に提出し、当校の指定する検査職員の検査を受けなければならない。
  - (2) 検査実施にあたり仕様書の規定に関して解釈上の疑義が生じた場合は、検査職員の指示に従うこと。
- 8 料金の請求  
請負者は、前項により甲の検査を受けた後、警察大学校に料金を請求するものとする。
- 9 支払  
検査合格後、適法な支払請求書を受理した日から15日以内に、その対価を支払うものとする。
- 10 その他  
本契約を履行するにあたり必要となる費用は、全て契約請負業者が負担すること。